

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域の安全を守る活動内容であり、公益性が認められる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	地域の安全を守る活動内容であり、区の構想に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	公共性、公益性を有する事業であり、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	活動に必要な経費がなくなることにより、防災思想の普及活動等の機会が減少することから、地域の防災力に多大な影響を与える。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助対象の団体に対し、制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	文京区防火防災協会補助金交付要綱に基づき、適正に行っている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	各防火防災協会の活動上、必要な経費である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	防災思想の普及や地域の防災行動力の向上について多大な効果が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	防災資料の作成やポスター等による防災思想の普及活動により、地域の防災力向上に寄与している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	防災思想の普及活動等によって地域の防災力向上が図られており、区民に安全と安心を提供している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区防火防災協会補助金交付要綱に基づき、適正な処理を行っている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	防災思想の普及や防災行動力の向上を目的とした活動に対して助成を行っており、目的に合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	予算執行計画に基づき、適正な処理を行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	2	2	2	2
決算(予算)額	1,020	1,020	1,020	1,020
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,020	1,020	1,020	1,020
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	小石川防火防災協会、本郷防火防災協会			

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。